

三田市オンブズパーソン

令和4年度

活動状況報告書

[令和4年4月1日～令和5年3月31日]

三田市オンブズパーソン

三田市経営管理部行政管理室総務課

目 次

1	はじめに	1
2	三田市オンブズパーソン	2
3	オンブズパーソン制度の運用状況	
(1)	オンブズパーソン制度についての問合せ	2
(2)	オンブズパーソンへの意見等の申立て	2
(3)	オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧	4
(4)	オンブズパーソンの事故の発意に基づく調査	4
4	処理事例	
(1)	令和3年度申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に沿ったもの）	4
5	例規等	
(1)	三田市オンブズパーソン条例	10
(2)	三田市オンブズパーソン条例施行規則	15

1 はじめに

本市では、平成25年12月24日に「三田市オンブズパーソン条例」を制定し、平成26年4月1日から施行しています。オンブズパーソン制度は、市政に関する意見等をオンブズパーソン（外部の学識者）が公正・中立的な立場で調査、簡易迅速に処理し、必要な場合には、市の機関に対して是正等の勧告や制度の改善を求める意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護と公正・透明な行政運営を図るものです。

また、制度施行後5年が経過した令和元年度には、これまでの運用状況等をもとに制度を見直し、令和2年度より見直し後の運用を行いました。

令和4年度のオンブズパーソン制度の運用状況として、オンブズパーソンは令和3年度に受付した1件の意見等申立てについて令和4年度に継続して調査し、事務局へは2件の相談が寄せられました。

今後も、この制度が市民の皆様にとってより良い制度となるよう、適正な運用に努めてまいります。

令和5年4月

三田市経営管理部行政管理室総務課

2 三田市オンブズパーソン

(1) 津田 和之 (弁護士) 代表オンブズパーソン

(2) 中川 丈久 (大学教授)

3 オンブズパーソン制度の運用状況

(1) オンブズパーソン制度についての問合せ

ア 内容別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 意見等申立ての相談	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
② 制度に関する質問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 制度に対する意見・批判	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2

イ 方法別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 窓口	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
③ メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2

(2) オンブズパーソンへの意見等の申立て

ア 方法別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
① 持参	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② 郵送	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ ファクシミリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 対象機関別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容 別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 面談件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容 別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
意見等申立てを受けての面談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1※
調査実施	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※令和3年度からの継続中の申立て

エ 処理結果別件数内訳

(単位：件)

内容	月												内容 別計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
①申立ての趣旨に沿ったもの	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1※
(勧告・意見表明)	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(1)※
②申立ての趣旨に沿えな かったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③調査しない事項に該当し たもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④継続中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
月別計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

※令和3年度からの継続中の申立て

(3) オンブズパーソンによる意見等申立ての処理状況一覧

ア 令和3年度申立て第1号（令和4年度へ継続）

申 立 日	令和4年2月28日
申立ての趣旨	日常生活用具「屋内信号装置」の給付要件の見直しを求めるもの
担 当	中川オンブズパーソン
面 談	令和4年4月15日（10時00分～10時25分）
市の所管課	共生社会部福祉共生室障害福祉課
事情聴取	令和4年4月15日（10時35分～11時20分）
結 果	申し立ての主旨に沿ったもの
結果通知日	令和4年5月31日

(4) オンブズパーソンの自己の発意に基づく調査

件数0件

4 処理事例

(1) 令和3年度申立て第1号調査結果（申立ての趣旨に沿ったもの）

意見等申立ての趣旨	聴覚障害2級の申立人が、日常生活用具「屋内信号装置」の給付申請をしようとしたところ、給付要件として、聴覚障害2級であることに加え、「障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯」であることという要件（以下「世帯要件」という。）が必要となる旨の説明を受けた。障害者の自立のため、当該給付要件を見直すべきである。
調 査 の 結 果	1 はじめに、申立ての趣旨について次の点を補足する。 (1) 申立人は、本件の申立て理由として、次の点を意見等申立書に記載している。 市からの回答は、「手帳要件には該当するが、世帯要件で聴覚障害者世帯に準ずる世帯と判別できないため、対象にならない。」ということである。日常生活用具とは、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるものを必要とする障害者、障害児、難病患者等に給付する制度であるという事業概要が厚労省から説明表記されている。市の回答は、聞こえる同居人ありきの生活を強いることを「自立」とみなす見解であると捉える。これは、聞こえない者が一人在宅であっても、来訪時に適宜対応し、近隣火災等の緊急時にも周囲からの知らせに呼

応し非難を行うという「自立」を阻害するものに他ならない。四六時中、聞こえる者が在宅にいるわけではない。

また、対象条件である、1、2級の障害者のみの世帯であっても、聞こえる家族と在宅することも多々ある。その場合でも一方は認めない、もう一方は認めることが公平かどうか。重要なのは聞こえる者の有無ではなく、どんな時でも聴覚障害者本人が自ら対応できる「自立」した生活を送ることであり、このことから制度本来の目的を踏まえ、給付要件を改善すべきである。

(2) さらに、(1)に掲げる事項をもとに、申立人との面談で聴取した本件申立ての趣意を補足すると次のとおりである。

ア 以前一人で暮らしていた際は、インターホンが鳴った時に知らせてくれる日常生活用具である屋内信号装置を使って暮らしていた。その後結婚して、引っ越しをきっかけに、機器も古くなったので三田市に屋内信号装置の給付申請をしようとしたが、給付にあたり、健常者の家族と同居しているため世帯要件を満たさないと説明を受け、申請ができなかった。聴覚障害者は健常者の家族に頼って暮らしてくださいと言われていたような思いを持った。いつでもどこでも自分一人で自立して生活ができるためには、日常生活用具が認められるべきではないか。

イ また、日常生活用具の火災警報器も屋内信号装置と同様の給付要件ということを知り、そちらも重大な問題ではないかと考えている。聴覚障害者はいつも家族といるわけではなく、一人である場合もある。もし一人でいたときに火事が起きた場合は生命に関わる。

ウ 加えて、給付にあたっての要件は、聴覚障害者が健常者と同居している場合、1週間の間に一定期間以上一人で在宅しなければならない等の説明が市からあったが、聴覚障害者が専業主婦の場合は日常生活用具の給付が認められると周囲から聞いている。

エ 市の財政事情もあるとは思いますが、国が定める障害者差別解消法等に基づいて、障害者の自立のために、三田市も全ての人にやさしいまちとして、定期的な見直しを行政として考えて進めてほし

	<p>い。</p> <p>2 1に掲げる申立人の主張に対し障害福祉課に事情聴取し、確認したところは、次のとおりである。</p> <p>(1) 三田市重度障害者等日常生活用具給付事業の概要について</p> <p>ア 三田市重度障害者等日常生活用具給付事業（以下「本件事業」という。）は、市内に居住する重度障害者等が日常生活で必要とする用具について、市が給付する制度である。三田市においても、平成18年に導入され、現在に至る。</p> <p>イ 本件事業の実施要領は、三田市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（以下「本件要綱」という。）に定められている。重度障害者である市民は、本件要綱に基づく申請をし、給付要件を満たす場合に、給付決定がなされる。</p> <p>(2) 世帯要件について</p> <p>ア 本件要綱は、特定の日常生活用具については、給付要件として、重度障害者（手帳保持者）であることに加え、世帯要件を付加している。</p> <p>イ 世帯要件は、健常者が世帯内にいる場合にはその手助けが得られることに鑑みて、日常生活用具のうち一定のものについては、給付の対象外とする趣旨で設けられている。</p> <p>ウ 三田市では、共生を施策の重要な方針としており、その観点から、世帯要件の見直し（一部廃止・緩和）を進めてきている。</p> <p>エ 現時点では、申立人が申請を考えている「屋内信号装置」が世帯要件のかかる物品の一例である。</p> <p>(3) 屋内信号装置について</p> <p>申立人が給付申請を検討している「屋内信号装置」とは、インターホンや電話等が鳴ったことを、聴覚障害者に知らせるために、光を発する装置である。一定程度の音すべてに反応するタイプの製品もあれば、電話、インターホン、火災警報器等に個別に連動して、その音だけに反応するタイプの製品もある。申請者は、そのいずれかを選んで、本件要綱に基づいて上限額の範囲で給付申請をすることとなる。</p> <p>(4) 屋内信号装置に世帯要件を付加している理由</p> <p>屋内信号装置は一台87,400円で他の製品に比べて高額であるため、これを真に必要とする方にのみ給付対象としたいと考えている。また、近隣の他市町との差がないことも重要であると考えてお</p>
--	--

	<p>り、世帯要件は近隣の多くの他市町でも付加されている。</p> <p>3 市の機関から事情を聴取し、確認した点も含め検討した結果、オンブズパーソンとしての結論は、次のとおりである。</p> <p>(1) はじめに</p> <p>ア 本件要綱が定める世帯要件が、合理的な要件といえるかどうか（少なくとも屋内信号装置について）が、本申立てで検討すべき問題である。</p> <p>イ 障害福祉課によれば、世帯要件が付加された根拠は、①本件要綱に基づく給付は、是非とも必要な方や製品に限って対象としたという基本的な考えがあること②近隣市町とのバランスの2点にあると考えられる。以下ではまず、この2点について検討する（(2)及び(3)）。</p> <p>ウ 次に、給付制度は、財政面の裏打ちがあつてはじめて可能であることから、世帯要件が、市の財政上是非とも必要なものであるかについても、オンブズパーソンから担当課に求めて提出された資料に基づいて、検討する（(4)）。</p> <p>(2) 重度障害者への給付制度としての合理性について</p> <p>ア 本件の最大のポイントは、重度障害者への給付制度を世帯内に健常者がいるかどうかによって差を付けることが、社会福祉行政の在り方として適切かどうかである。本件要綱の世帯要件は、健常者が同居する世帯について、その手助けが得られるからその手助けが負担のかからないものである限り、健常者のいない世帯よりも給付が少なくてよいとする考え方にたっている。しかし、この考え方に合理性はない。</p> <p>イ 第1に、障害により自立した生活が困難であることは、障害がある人にとって何よりも苦痛である。自分のことを自分一人ですること、たとえ家族であっても、できるだけ他者の助けを得ずに、自力で日々の生活を過ごすことは、人にとって切実な願いである。三田市が目指す、障害のある人もない人も「共に生き、互いを尊重し、応援し合える社会」という「共生」の理念は、誰であっても自分のことは自分で行えるという生活上の前提があつて</p>
--	--

	<p>はじめて、可能になるものと考えられる。</p> <p>ウ 第2に、この観点からすると、障害者への給付制度は、障害者が自立して生活するための本人への給付なのであって、世帯単位のものではないはずである。したがって、世帯要件のように、家族のあり方や男女の働き方によって、給付の有無が左右されることは、障害者への給付制度としては合理的な姿とはいえない。本件要綱においては、重度障害者である申請者が、単身世帯であったり、専業主婦であったりすると、世帯要件を充足するのに対し、申請者が働き手であると、一人で自宅にいる時間が少ないという理由で給付対象から外れてしまうことが容易に見て取れる。しかし、障害者が自立して生活できるべきだという理念からすると、このような観点から、給付の有無が決められるべきではない。</p> <p>エ 第3に、障害者の生命身体の安全という観点からすると、たとえ家族に健常者がいても、24時間在宅しているわけではない。週に一定時間以上、一人でいる時間があるか否かという問題ではない。</p> <p>オ 第4に、現在は、障害者向けの様々な製品が開発されている。上記の切実な願いをかなえることは、製品開発の進展により、ある程度可能になっている。</p> <p>カ 以上から、障害者の日常生活用具の給付制度を設けるにあたって、障害者であるという要件以外に、世帯要件を課すことについては、上記の観点にたってもなお、その必要性を説明できるときに限られるべきである。</p> <p>キ 本件で問題になった屋内信号装置は、インターホンや電話、火災警報器等、何等かの音が鳴っていることを重度聴覚障害者に知らせる装置である。火災警報器は常に、生命にかかわるものである。また、電話やインターホンも安否確認の連絡等の重要な情報が含まれることもある。そのため、単に日常生活用具の種類によって、世帯要件の要否を合理的に区別できるものでもない。</p> <p>(3) 近隣市町とのバランスからみた合理性について</p> <p>ア 地方公共団体は、制度を作るときに、近隣市町（とくに同等の</p>
--	---

	<p>財政、人口規模の自治体)とのバランスを考慮するのが常であり、本件要綱も、近隣市町と同様に世帯要件を付加している。</p> <p>イ しかし、地方自治の本旨（憲法第92条）は、個々の自治体が住民の声を反映して多彩に行政活動を展開することを求めているのであって、施策の横並びを推奨しているわけではない。また、実際のところ、自治体間の施策の違いは、決して珍しい話ではない。本件のような給付制度でも、兵庫県内では、世帯要件を付加していない自治体もある。</p> <p>(4) 市の財政負担への影響について</p> <p>ア 給付制度は、予算が措置できてのことであるから、それができないような事情があるならば、その点は考慮しなくてはならない。市の財政に尋常ならざる負担が生じ、当該施策を含む諸施策に悪影響が及ぶのであれば、その限りで、健全者のいる家庭には相応の負担をお願いするというのもやむを得ない。</p> <p>イ そこで、財政負担の影響について検討してみると、日常生活用具給付事業費の令和2年度の当初予算 20,710 千円に対し、同年決算額は約 17,156 千円で、仮に屋内信号装置の世帯要件を撤廃すると、約 787 千円の財政負担の増加を障害福祉課は見込んでいる。加えて、三田市の一般会計当初予算約 393 億円からすると、屋内信号装置の世帯要件を撤廃することによる財政負担の増加はほとんど無いといってよい。</p> <p>(5) 結論</p> <p>ア 以上から、少なくとも屋内信号装置は、重度聴覚障害者が申請する限り、すべからく給付の対象とするべきであり、本件要綱が、世帯要件を課している点には、これを合理的であると説明するだけの根拠が認められないと考える。</p> <p>イ そこで、本件要綱のうち、「障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯」について、少なくとも屋内信号装置については、その廃止を検討すべきであると意見を表明する。</p>
備 考	

三田市オンブズパーソン条例

平成25年12月24日
三田市条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、三田市まちづくり基本条例（平成24年三田市条例第35号）第42条第3項の規定に基づき、本市（以下「市」という。）に設置する三田市オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）の職務、意見等（意見、要望、苦情等をいう。以下同じ。）の申立て手続その他必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 オンブズパーソンの所管する事項は、市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為であって、次の各号に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項又は現に判決、裁決等を求め係争中の事項
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第75条、第98条第2項、第199条第6項、第242条及び第243条の2第3項（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する場合を含む。）の規定に基づく求めに対し、監査委員が既に監査を実施し、又は現に監査を実施している事項
- (3) 議会に関する事項
- (4) 職員の自己の勤務内容に関する事項
- (5) オンブズパーソンの行為に関する事項
- (6) この条例に基づき既に意見等の処理が終了している事項

(職務)

第3条 オンブズパーソンの職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第10条の規定により申し立てられた意見等（以下「申立てに係る意見等」という。）を調査し、簡易迅速に処理すること。
- (2) 前号の申立てに係る意見等を端緒として、自己の発意に基づき取り上げた事案（以下「自己の発意に基づく事案」という。）を調査すること。
- (3) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案について、市の機関に対し非違の是正又は改善のため必要な措置（以下「是正等の措置」という。）を講ずるよう勧告すること。
- (4) 申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の原因が制度そのものに起因すると認める場合において、当該制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (5) 第3号の規定による勧告又は前号の規定による意見の表明の内容を公表すること。

(オンブズパーソンの責務)

第4条 オンブズパーソンは、市民の権利利益を擁護するため、公平かつ適切にその職務を遂行するとともに、市政に関して広く情報収集に努めなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的な協力援助に努めなければならない。

2 市の機関は、オンブズパーソンから第14条に規定する調査結果の通知を受けたときは、誠実かつ適切に対応しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民その他この制度を利用する者は、この条例の目的を達成するため、この制度の適正かつ円滑な運営に協力しなければならない。

(組織等)

第7条 オンブズパーソンの定数は、2人とし、そのうち1人を代表オンブズパーソンとする。

2 オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、地方行政に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 オンブズパーソンは、それぞれ独立して職務を行う。ただし、相互に協力することを妨げない。

(兼職等の禁止)

第8条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(解嘱)

第9条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合又は前条各項の規定に反する場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

2 オンブズパーソンは、前項に規定する場合を除くほか、在任中、その意に反して解嘱されることがない。

(意見等の申立て)

第10条 市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について利害関係を有する者(次条第2項に該当する場合を含む。)は、オンブズパーソンに対し、意見等を申し立てることができる。

2 前項の規定による意見等の申立ては、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなけ

ればならない。ただし、オンブズパーソンが書面によることができない特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 意見等を申し立てようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 意見等の申立ての趣旨及び理由並びに意見等の申立ての原因となった事実のあった年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 意見等の申立ては、代理人により行うことができる。

（意見等の調査）

第11条 オンブズパーソンは、意見等の申立てが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該意見等を調査しない。

- (1) 第2条に規定するオンブズパーソンの所管する事項でないとき。
- (2) 意見等の申立てをした者（以下「意見等申立人」という。）が、意見等の申立ての原因となった事実について利害を有しないとき。
- (3) 意見等の内容が、意見等の申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 虚偽その他正当な理由がないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが相当でないと認めるとき。

2 オンブズパーソンは、前項第2号に該当するときであっても、市民の権利利益の擁護を図るため必要があると認めるときは、市の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為について調査することができる。

（調査の通知等）

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案を調査する場合は、あらかじめ、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、前条第1項の規定により調査しないときは、意見等申立人に対し、理由を付してその旨を速やかに通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を開始した後においても、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

- (1) 第11条第1項各号に該当することが判明したとき。
- (2) その他調査を継続し難い相当な事由が生じたとき。

4 オンブズパーソンは、前項の規定により申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を中止したときは、理由を付してその旨を、申立てに係る意見等にあつては意見等申立人及び第1項の規定により通知した市の機関に、自己の発意に基づく事案にあつては同項の規定により通知した市の機関に速やかに通知しなければならない。

（調査の方法等）

第13条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する帳簿、書類

その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、関係人又は関係機関に対し、質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査のため必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し、調査、鑑定、分析等を依頼することができる。

4 オンブズパーソンは、規則で定める標準処理期間内に調査を終えるよう努めるものとする。
(調査結果の通知)

第14条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査を終了したとき(第12条第3項の規定に該当する場合を除く。)は、その結果を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものに速やかに通知しなければならない。

(1) 申立てに係る意見等 意見等申立人及び第12条第1項の規定により通知した市の機関

(2) 自己の発意に基づく事案 第12条第1項の規定により通知した市の機関
(勧告及び意見表明等)

第15条 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等又は自己の発意に基づく事案の調査の結果、その原因が制度そのものに起因すると認めるときは、関係する市の機関に対し当該制度の改善を求めるための意見の表明をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について第1項の規定により勧告し、又は前項の規定により意見の表明をしたときは、意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(勧告及び意見表明の尊重)

第16条 前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(報告等)

第17条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見の表明をしたときは、当該勧告又は意見の表明をした市の機関に対し、その是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置又は制度の改善の状況について報告するものとする。この場合において、是正等の措置又は制度の改善を講ずることができない特別の理由があるときは、理由を付してオンブズパーソンに報告しなければならない。

3 オンブズパーソンは、申立てに係る意見等について前項の規定による報告があったときは、

意見等申立人に対し、その旨を速やかに通知しなければならない。

(公表)

第18条 オンブズパーソンは、第15条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見の表明をしたとき又は前条第2項の規定による報告があったときは、その内容を公表するものとする。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により公表を行うときは、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(事務局)

第19条 オンブズパーソンに関する事務を処理させるため、規則で定めるところにより事務局を置く。

(活動状況の報告)

第20条 オンブズパーソンは、毎年、規則で定めるところによりその活動状況について市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(この条例の見直し)

第21条 市長は、この条例の施行状況を把握し、5年ごとに検証しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の1年前の日以後にあった事実に係る意見等について適用し、施行日の1年前の日前にあった事実に係る意見等については、適用しない。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年三田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表保育所嘱託医の部の次に次のように加える。

オンブズパーソン	日額 45,000円
----------	------------

(三田市まちづくり基本条例の一部改正)

4 三田市まちづくり基本条例(平成24年三田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第42条第3項中「別に条例で定めます。」を「三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。」に改める。

付 則（令和2年条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

三田市オンブズパーソン条例施行規則

〔平成26年2月12日〕
〔三田市規則第2号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(代表オンブズパーソン)

第3条 条例第7条第1項に規定する代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンの互選により定める。

2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンに関する事務を統括する。

3 代表オンブズパーソンに事故があるとき又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、他のオンブズパーソンがその職務を代理する。

(オンブズパーソン会議)

第4条 次の各号に掲げる事項を協議するため、オンブズパーソン会議を設ける。

(1) オンブズパーソンの職務執行の方針に関すること。

(2) オンブズパーソンの活動状況の報告に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、オンブズパーソンの協議により必要と認める事項

2 オンブズパーソン会議は、代表オンブズパーソンが招集し、その議長となる。

3 前2項に定めるもののほか、オンブズパーソン会議の運営に関し必要な事項は、代表オンブズパーソンがオンブズパーソン会議に諮って定める。

(特別な利害関係にある企業等)

第5条 条例第8条第2項に規定する市と特別な利害関係にある企業その他の団体とは、主として市に対し請負をするものをいう。

(意見等の申立て)

第6条 条例第10条第2項本文に規定する意見等の申立ては、意見等申立書により行うものとする。

2 条例第10条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、他の制度への手続の有無に関する事項及び代理人に関する事項とする。

(正当な理由)

第7条 条例第11条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 意見等の申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われ、1年を経過した後初めて明らかにされたとき。

- (2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。
- (3) 意見等の申立てに係る事実が継続しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズパーソンが正当な理由があると認めるとき。

(調査実施の通知)

第8条 条例第12条第1項に規定する市の機関に対する通知は、調査実施通知書により行うものとする。

(意見等について調査しない旨の通知)

第9条 条例第12条第2項に規定する意見等申立人に対する通知は、意見等について調査をしない旨の通知書により行うものとする。

(調査中止の通知)

第10条 条例第12条第4項に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査中止通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第11条 オンブズパーソンは、条例第13条に規定する調査を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人等に提示するものとする。

(調査の標準処理期間)

第12条 条例第13条第4項に規定する規則で定める標準処理期間は、2箇月とする。

- 2 前項の期間内に調査を終わらない事項については、2箇月を経過するごとに意見等申立人及び市の機関に経過を報告するものとする。

(調査結果の通知)

第13条 条例第14条に規定する意見等申立人及び市の機関に対する通知は、調査結果通知書により行うものとする。

(勧告及び意見表明の通知)

第14条 条例第15条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、勧告・意見表明通知書により行うものとする。

(報告等)

第15条 条例第17条第2項に規定する報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書により行うものとする。

- 2 条例第17条第3項に規定する意見等申立人に対する通知は、是正等措置・制度改善等状況通知書により行うものとする。

(公表)

第16条 条例第18条に規定する勧告、意見の表明又は報告の内容の公表は、市広報紙、市ホームページへの掲載により行うものとする。

(オンブズパーソン事務局)

第17条 条例第19条の規定により、広聴主管課にオンブズパーソンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 条例第20条に規定する市長への活動状況の報告は、年度ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 意見等の申立ての件数、内容及び処理の状況
- (2) 自己の発意に基づく事案の調査の件数、内容及び処理の状況
- (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 第16条の規定は、活動状況の報告の公表について準用する。

(様式)

第19条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。